

市県民税の申告をお忘れなく！

下記の会場で申告の受け付けを行います。

なお、3月15日（木）までは、市役所本庁税務課での申告の受け付けはできませんのでご注意ください。

【受付時間】 9：00～11：00、13：00～16：00

月	日	対象地区	会場	
2月	5日（月）	土居町上野・浦山	土居庁舎 3階 大会議室	
	6日（火）	土居町北野・入野		
	7日（水）	土居町土居・藤原		
	8日（木）	土居町畑野・野田		
	9日（金）	土居町津根		
	13日（火）	土居町中村・蕪崎		
	14日（水）	土居町小林・天満		
	19日（月）	年金申告 専用受付	金生町・川滝町・柴生町・下川町 妻鳥町・上分町・金田町 川之江町	市民会館川之江会館 3階 大会議室 ※昨年と会場が変更になっ ています
	20日（火）			
	21日（水）			
	22日（木）	金生町下分		
	23日（金）	金生町山田井・上分町		
	26日（月）	金田町・川滝町・柴生町・下川町		
	27日（火）	川之江町		
28日（水）	妻鳥町			
3月	2日（金）	嶺南地域全域 ※受付時間 9：00～12：00	嶺南支所	
	5日（月）	新宮町全域	新宮庁舎	
	7日（水）	豊岡町	福祉会館 3階 会議室 2	
	8日（木）	寒川町		
	9日（金）	中之庄町・具定町		
	12日（月）	中曽根町		
	13日（火）	上柏町・下柏町・村松町		
	14日（水）	三島紙屋町・三島朝日・三島宮川・三島中央・三島金子		
	15日（木）	市内全域		

【申告に必要なもの】

- 収入がわかるもの（源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など）
- 控除がわかるもの（社会保険料・生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票）
- 身元確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、年金手帳など）
- 申告者本人名義の口座が確認できるもの（通帳など）
- 認め印（スタンプ印不可）

【注意事項】

- 上記の会場では、「死亡した人の確定申告」「平成29年分以外の確定申告」「青色申告」「分離所得（土地・株式の譲渡など）」「損失の繰越」「住宅ローン控除」の申告は受け付けできません。税務署で確定申告をお願いします。
- 税務署で確定申告をする方は、上記の会場で申告する必要はありません。

【問い合わせ先】

税務課 市民税係 28-6009



伊予三島税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告会場を設置します

設置期間 2月16日（金）～3月15日（木） ※土・日曜日を除く

受付時間 8：30～16：00（相談開始は9：00～）

設置場所 伊予三島税務署（三島中央5丁目9番45号）

注意事項

- 2月15日以前は申告会場を設置していません。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています。
- 期間中（特に午前中や3月15日間近など）は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。自宅で申告書が作成できる、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

問い合わせ先 伊予三島税務署 24-5410（自動音声でご案内します）